主 文

申請人らが被申請人の従業員たる地位にあることを仮に定める。 被申請人は申請人らに対しそれぞれ昭和五一年四月三日限り別紙債権目録上段記載 の金員、同年五月一日以降本案判決確定に至るまで毎月第一土曜日限り同目録下段 記載の金員を仮に支払え。 本件申請費用は被申請人の負担とする。

(別紙)

債権目録

三月の賃金 二二万 二〇万二、一四一円 二〇万五、一四八円 二一万七、四七六円 三六六円 一ケ月 賃金 二四万九、一二〇円 申請人 Α 二三万七、六九〇 二三万六、一三〇円 同 同 同 В 同 C 同 同 同 D 同 同 二一万七、四七八円 二一万六、〇九八円 二一万二、五一四円 一八万三、〇五三円 一六万七、二五一円 同 Ε 同 同 F 同 同 同 G 同 同 同 同 同